

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

○ 生活衛生営業指導センターの事務所の所在地の変更

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定

○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

担当課（室）

生活衛生課

障害福祉課

〃

〃

〃

〃

〃

会計課

〃 〃 県民生活交通課

〃

目次

○ 地域森林計画の変更案の縦覧

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

担当課（室）

林政課
建築指導課

〃

〃

◎岡山県告示第五百八十八号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十七条の三第一項の規定による指定を受けた公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センターから、同条第四項の規定により次のとおり事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 変更前

岡山県岡山市北区石関町二番一号

二 変更後

岡山県岡山市北区内山下一丁目三番七号

三 変更しようとする日

平成二十八年十二月一日

◎岡山県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------|----------------|-----------|
| おかやま薬局総社東店 | 総社市井手588-1 | H28.10.1 |
| みうら内科循環器科 | 浅口市金光町占見79-1 | H28.9.1 |
| はらだ眼科 | 笠岡市中央町35-3 | H28.10.1 |
| 宮脇歯科医院 | 総社市清音整部770-2 | H28.10.1 |
| 松田クリニック | 玉野市和田三丁目1-20 | H28.10.14 |
| 木村眼科 | 都窪郡早島町早島1467-5 | H28.9.1 |

2 指定訪問看護事業者等

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション等の名称 | 訪問看護ステーション等の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|------------|----------------|-----------------|---------|
| 社会福祉法人優風会 | 赤磐市河本488-1 | 訪問看護ステーションさくら木 | 赤磐市河本488-1 | H28.9.1 |

◎岡山県告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

| 名称 | 所在地 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------|-------------|------|--------------|------------|----------|
| はなこどもクリニック | 津山市東一宮62-17 | 名称 | 森岡レゾナンスクリニック | はなこどもクリニック | H28.10.3 |

◎岡山県告示第五百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-----------|--------------|-------------|
| 春名歯科医院 | 津山市田町36-2 | H28. 9. 26 |
| みうら内科循環器科 | 浅口市金光町占見79-1 | H28. 8. 31 |
| はらだ眼科 | 笠岡市中央町35-3 | H28. 9. 30 |
| 宮脇歯科医院 | 総社市清音整部770-2 | H28. 9. 30 |
| 松田病院 | 玉野市和田三丁目1-20 | H28. 10. 13 |
| 木村眼科 | 都窪郡早島町早島1469 | H28. 8. 31 |

◎岡山県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

| 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|-------------|--------------|-------------|-----------|
| 株式会社おもてなし | 総社市中央1-3-15 | グレイサードピス夢ゆり草 | 総社市中央1-3-15 | H28. 8. 1 |

◎岡山県告示第五百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

| 種 類 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|-------------|-----------------|----------------|-----------------|---------|
| 居宅介護支援事業者 | 福祉ふあみりー株式会社 | 都窪郡早島町早島4227-61 | 心ふあみりー介護支援センター | 都窪郡早島町早島4227-61 | H24.1.5 |

◎岡山県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設している施術者

| 氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|-------|--------|------------|----------|
| 能勢 勇人 | のせ接骨院 | 津山市神戸480-2 | H28.10.5 |

◎岡山県告示第五百九十五号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十八年十一月八日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

| | | | |
|----------------------------------|------------|--------|-------------|
| 倉敷市西中新田六四〇番地 | 所在地 | 売りさばき人 | 変更後の売りさばき場所 |
| 倉敷市職員厚生会 会長 生水 哲男 | 名称及び代表者の氏名 | | |
| 倉敷市水島北幸町一番一号 倉敷市児島小川町三六八一番地の三 | | | |

〔四六八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ここ・からワークスおかやま

三 代表者の氏名

青井 一展

四 主たる事務所の所在地

玉野市宇野二丁目三二番七号

五 定款に記載された目的

この法人はノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある方およびその家族に対して、ひとりひとりの状況に応じた柔軟な生活相談支援事業を行うこと及び支援を必要とする障害者の授産事業を通して、日常生活支援・就労支援を行い、彼らの社会参加を促進し、もって地域社会における保健福祉・障害者福祉の普及啓発の増進に寄与することを目的とする。

〔四六九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よしいかけはし

三 代表者の氏名

河合 恭廣

四 主たる事務所の所在地

井原市芳井町吉井三四一〇番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者等に対して、福祉移送サービスを提供することにより、住み慣れた地域での高齢者及び障害者等の自立支援に寄与することを目的とする。

〔四七〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらしき教育発達研究所さいころ

三 代表者の氏名

木村 怜香

四 主たる事務所の所在地

倉敷市白楽町一三二―一建部ビル二F

五 定款に記載された目的

この法人は、心理的問題や発達のおまづきのあるご本人とご家族からの相談に応じ、支援及び訓練の場を提供することで、彼らのクオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life。人生の内容や社会的にみた生活の質。）の向上を目指す。また、地域社会への普及・啓発活動を通じて、人々の心の病や発達障がいに対する理解を深め、誰もが生きやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四七一〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、高梁川下流森林計画区、旭川森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更するため、当該地域森林計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、高事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から同年十二月十二日まで

〔四七二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後六八一―一三、六八一―一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県古河市上辺見二七〇七セピアコートC棟

浮森 純一

三 許可番号

岡山県指令建指第一九七号

〔四七三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町勝間田字小深田二三―一四、二四、二六、二七―一、二七―三、二八―七

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市北園町八一―五

キタノ産業株式会社

代表取締役 北野 博子

三 許可番号

岡山県指令建指第一一五号

〔四七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町勝間田字小深田二三―一四、二四、二六、二七―一、二七―三、二八

―七

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市北園町八一―五

キタノ産業株式会社

代表取締役 北野 博子

五 許可番号

岡山県指令建指第一一五号